

仕事を探す

日本では、労働者を、国籍、信条などによって、賃金、労働時間などの面において、差別することは禁じられています。

日本で働いている外国人労働者は、会社あるいは職場において、日本人の労働者と同様の、法律上の権利を与えられています。

労働に関する法律や、働く上で知っておく必要のある制度について、自ら知り、理解することが大切です。

○日本で就労するには

就労が可能な在留資格を持っており、仕事の内容が、その在留資格で認められた活動であることが必要です。

○日本で仕事を探すには

国の機関である公共職業安定所を利用するか(利用は無料)、厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介事業をしている民間の事業所や、団体を利用することができます(利用は有料または無料)。

○公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談や職業紹介を、無料でおこなう国の機関です。公共職業安定所はコンピュータシステムで結ばれ、全国の求人データをどこからでも検索し、その場で情報提供や職業紹介ができるようになっています。

日本語ができる場合は、近くの公共職業安定所を利用すると良いでしょう。

問い合わせ先

大阪外国人雇用サービスセンター

06-7709-9465

(対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語ほか)

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>

神戸公共職業安定所 外国人雇用サービスコーナー 078-362-4570

(ハローワーク神戸) (対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語)

西宮公共職業安定所(ハローワーク西宮) 0798-22-8600

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。